

登録制度における登録番号の構成・申請手続（特例）

○ 申請手続の特例

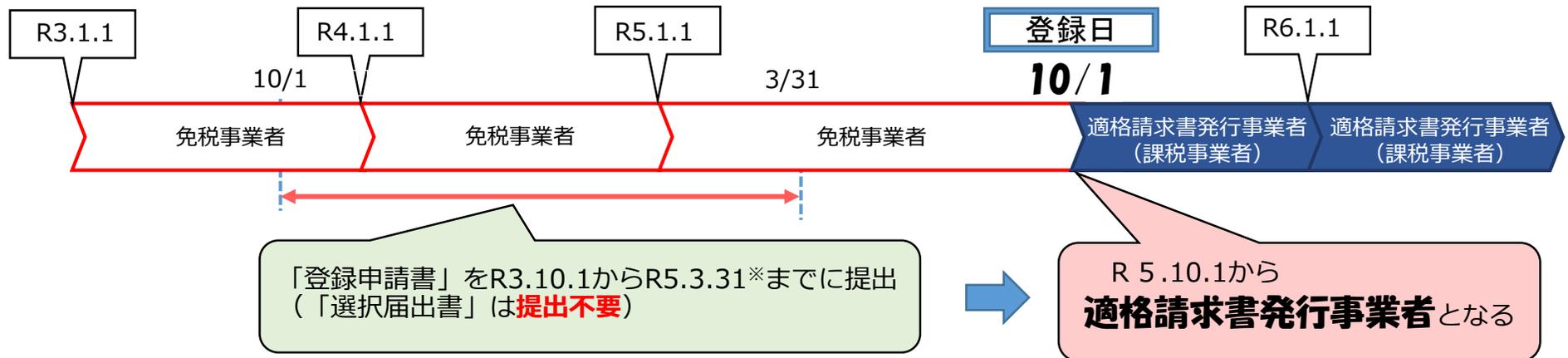
免税事業者が適格請求書発行事業者になる場合の原則と特例

原則 ⇒ 消費税課税事業者選択届出書（選択届出書）及び
適格請求書発行事業者登録申請書（登録申請書）を提出（課税選択は課税期間（※）単位）

特例 ⇒ 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には、登録申請書のみ提出することにより、登録日から課税事業者になることが可能

※課税期間とは
個人事業者であれば「1月1日から12月31日」、法人であれば「事業年度」

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（特例：R5.10.1から適格請求書発行事業者となる場合）



※ 上記特例と併せて簡易課税の選択をする場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」はR5.10.1を含む課税期間末まで提出可能